

○令和五年デジタル庁告示第二号（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための
預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付）

（令和五年二月二十八日）

（デジタル庁告示第二号）

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和四年度福岡県福智町子育て世帯生活支援特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度福智町一般会計補正予算における、福岡県福智町から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。）

附 則

この告示は、公布の日から適用する。